見 積 参 考 資 料

芸西村

（金抜）														

７土工　第18号

緊急自然災害防止対策事業　西谷５号橋改修工事　実施設計書

作業区分　請負

完成期限　令和 8年 1月31日

工種区分

施工地域区分

令和 7年 6月 1日　積算単価適用

単価適用地区　安芸土木事務所　１地区（南部地区）

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事概要	起工又は変更理由
施工延長：L=7.0m	
函渠工：L=3.0m	
石積工：A=22.0m2	
防護柵工：L=7.0m	
舗装工：A=12.0m2	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　土木工事共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査

１　本工事の受注者は、木材を利用した場合には、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

２　申請について

（１）受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

（２）申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。

（３）申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第５条　個人情報の保護

１　受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第６条　ダンプトラック等による過積載の防止

１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第７条　軽油単価の適正な運用

１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第８条　不正軽油の使用禁止

１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

特　記　仕　様　書

③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第９条　ウィークリー・スタンスについて

１　本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和６年３月１３日付け５高技管第４０６号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第１０条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

３　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（http://www.recycle.jacic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。

第１１条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第１２条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールに

特　記　仕　様　書

て、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
・アスファルト塊2.35（t/m3）　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第１３条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

１　監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第１４条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（

特　記　仕　様　書

改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項２に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第１５条　施工管理

1　品質管理は「高知県工事技術管理要綱　品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第１６条　排出ガス対策型建設機械

1　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）

特　記　仕　様　書

・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）
※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第１７条　設計図書の変更

１　設計変更等については、建設工事請負契約書第１８条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和２年４月（高知県土木部））」によることとする。

第１８条　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第１９条　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

１　本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。
高知県土木部技術管理課ホームページ
（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/）

第２０条　監理技術者等

１　本工事において、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（以下、「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

（１）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
（２）　低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
（３）　同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に２件までであること。
（４）　専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例２号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10ｋｍ程度以内の近接した場所であること。
（５）専任特例２号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
（６）　専任特例２号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
（７）　専任特例２号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）　建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（９）　監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、１級施工管理技士補を有する者又は１級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（10）　監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（３ヶ月以上）な雇用関係にあること。
（11）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（12）　兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

２　本工事の監理技術者が専任特例２号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和５年３月 14 日付け４高土政第 1343 号土木部長通知 最終改正：令和７年１月 23 日付け６高土政第 1196 号）に規定する別記様式１、別記様式２及び１の（１）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

第２１条　工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数７日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が７日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、８時から 17 時までのＷＢＧＴ値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。ＷＢＧＴ値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
道路新設･改築					
道路改良					
構造物撤去工					
構造物取壊し･撤去工					
鋼材撤去	式	1			明細表　第1号
舗装版破砕	式	1			明細表　第2号
道路土工					
土工					
土工	式	1			明細表　第3号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｶﾙﾊﾞｰﾄ工					
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工					
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	式	1			明細表　第4号
土留壁	式	1			明細表　第5号
石･ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工					
石積(張)工					
石積	式	1			明細表　第6号
現場打小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ	式	1			明細表　第7号
擁壁工					
場所打擁壁工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
場所打重力式擁壁	式	1			明細表　第8号
舗装止擁壁	式	1			明細表　第9号
舗装					
舗装工					
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工					
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	式	1			明細表　第10号
防護柵工					
防止柵工					
転落(横断)防止柵	式	1			明細表　第11号
直接工事費計					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
鋼材撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
上部工架設･撤去工 撤去 ,ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ ,油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊	t	0.72			単価表　第 1 号
ｽｸﾗｯﾌﾟ ﾍﾋﾞｰ H1	t	0.72			対象外
現場発生品及び支給品積込･荷卸 ｸﾚｰﾝ装置付2t級､吊能力2.9t	t	0.72			施工Ｐ　第 1 号
現場発生品及び支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級､吊能力2.9t ,DID区間無し ,32.5km以下	t	0.72			施工Ｐ　第 2 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
舗装版破砕

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ,15cm以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m	2			施工Ｐ　第 3 号
舗装版破砕 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ,障害無し ,騒音振動対策不要 ,15cm以下 ,積込作業有り ,しない<標準>(全ての費用)	m^2	4			施工Ｐ　第 4 号
殻運搬 舗装版破砕 ,機械(騒音対策不要､厚15cm以下) ,DID区間無し ,22.0km以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m3	0.2			施工Ｐ　第 5 号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-41	m3	0.2			処分費
1　式　　当り					

明細表　第　3号
土工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
掘削 土砂 ,上記以外(小規模) ,小規模(標準以外)	m3	13			施工Ｐ　第 6 号
掘削 軟岩 ,ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ ,障害無し ,1,000m3未満 ,破砕片除去無し ,集積押土無し	m3	14			施工Ｐ　第 7 号
埋戻し 上記以外(小規模) ,土砂 ,しない<標準>(全ての費用)	m3	17			施工Ｐ　第 8 号
土砂等運搬 小規模 ,ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,5.0km以下	m3	8			施工Ｐ　第 9 号
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物 ,人力打設 ,18-8-40(高炉)W/C=60%以下 ,一般養生 ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り(2t車)	m3	2			施工Ｐ　第 10 号
基面整正	㎡	10			施工Ｐ　第 11 号
1　式　　当り					

明細表　第　4号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ据付	m	3			単価表　第 2 号
LSﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ T25 1600×1600×600	個	2			
LSﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ T25 1600×1600×642/1146	個	1			
LSﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ T25 1600×1600×1146/642	個	1			
PC鋼より線 φ12.7mm	m	16			
定着金具 φ12.7mm用	組	8			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物，人力打設，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(2t車)	m3	1			施工Ｐ　第 12 号
型枠 一般型枠，小型構造物	㎡	1			施工Ｐ　第 13 号
ﾓﾙﾀﾙ練 高炉，しない<標準>(全ての費用)	m3	0.1			施工Ｐ　第 14 号
橋面防水工(塗膜系防水) 新設，200m2未満，週休2日補正:補正しない	㎡	4			単価表　第 3 号

明細表　第　4号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物，人力打設，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(2t車)	m3	1			施工Ｐ　第 12 号
1　式　　当り					

明細表　第　5号
土留壁

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物 ,人力打設 ,18-8-40(高炉)W/C=60%以下 ,一般養生 ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り(2t車)	m3	0.4			施工Ｐ　第 10 号
型枠 一般型枠 ,小型構造物	㎡	4			施工Ｐ　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　6号
石積

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ 18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下 ,基礎砕石有り ,一般養生･特殊養生(練炭) ,小型車加算有り(2t車)	m3	0.2			施工Ｐ　第 15 号
石積(張)(石材材料費除く) 積工 ,練石 ,雑割石	m^2	22			施工Ｐ　第 16 号
雑石(粗石) 控長35cm 石積(張)工用	t	14			
裏込材(ｸﾗｯｼｬﾗﾝ) 積工 ,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	m3	6			施工Ｐ　第 17 号
防護柵基礎	m	2			単価表　第 4 号
1　式　　当り					

明細表　第　7号
現場打小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物 ,人力打設 ,18-8-40(高炉)W/C=60%以下 ,一般養生 ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り(2t車)	m3	1			施工Ｐ　第 10 号
型枠 一般型枠 ,小型構造物	㎡	9			施工Ｐ　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　8号
場所打重力式擁壁

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
基礎砕石 17.5cmを超え20.0cm以下 ,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 ,しない<標準>(全ての費用)	㎡	1			施工Ｐ　第 18 号
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物 ,人力打設 ,18-8-40(高炉)W/C=60%以下 ,一般養生 ,現場内小運搬無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り(2t車)	m3	1			施工Ｐ　第 10 号
型枠 一般型枠 ,小型構造物	㎡	5			施工Ｐ　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　9号
舗装止擁壁

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
基礎砕石 7.5cmを超え12.5cm以下，砕石(各種)，しない<標準>(全ての費用)	㎡	1			施工Ｐ　第 19 号
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物，人力打設，18-8-40(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(2t車)	m3	0.2			施工Ｐ　第 10 号
型枠 一般型枠，小型構造物	㎡	2			施工Ｐ　第 13 号
1　式　　当り					

明細表　第　10号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
上層路盤(車道･路肩部) 粒度調整砕石 M-30 ,100 mm,1層施工 ,しない<標準>(全ての費用)	㎡	12			施工Ｐ　第 20 号
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m以上3.0m以下 ,50 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	㎡	12			施工Ｐ　第 21 号
1　式　　当り					

明細表　第　11号
転落(横断)防止柵

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
横断･転落防止柵設置工 ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ,ﾋﾞｰﾑ式 ,支柱間隔3m ,H=1,100 ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾌﾟ 塗装 ,100m未満 ,週休2日補正:補正しない	m	7			単価表　第 5 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　上部工架設･撤去工

単価表

（　10　）

金額：　　内容：撤去，ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ，油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊

1　t　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
橋りょう世話役	人	0.34			[1]
橋りょう特殊工	人	1			[1]
溶接工	人	0.13			[1]
普通作業員	人	0.17			[1]
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ(市場価格) 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 ｵﾍﾟﾚｰﾀ付き	日	0.29			
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	10	t　当り		）
	（	1	t　当り		）

*** 施工条件 ***
作業区分　：撤去
ｸﾚｰﾝ機種　：ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ

ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝの規格　：油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊

単価表　第　2号　　ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ据付

単価表

（　10　）

金額：　　内容：

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土木一般世話役	人	1.7			[1][2][3]
特殊作業員	人	1.1			[1][2][3]
普通作業員	人	3.5			[1][2][3]
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ(市場価格) 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 ｵﾍﾟﾚｰﾀ付き	日	0.7			[1][2][3]
基礎砕石 20 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ 49 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
諸雑費 6 % 対象額は摘要欄[3]の計	式	1			
	（	10	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　3号　　橋面防水工(塗膜系防水)

単価表

(　100　)

金額：　　内容： 新設 ,200m2未満 ,週休2日補正:補正しない

1　㎡　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
橋面防水工(市場単価) 塗膜系防水(新設)	㎡	100			
諸雑費	式	1			
	(	100	㎡　当り		)
	(	1	㎡　当り		)

*** 施工条件 ***

作業区分	: 新設
床版排水(ﾄﾞﾚｰﾝ)材の有無	: 床版排水材なし
目地材の有無	: 目地材なし
施工規模	: 200m2未満
時間的制約の有無	: 時間的制約:無
作業時間帯	: 標準
週休2日補正(標準の市場単価のみ)	: 週休2日補正:補正しない

単価表　第　4号　　防護柵基礎

単価表

（　10　）

金額：　　内容：

1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ｺﾝｸﾘｰﾄ 小型構造物，人力打設，18-8-40(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(2t車)	m3	1.2			施工Ｐ　第 10 号
型枠 一般型枠，小型構造物	㎡	8			施工Ｐ　第 13 号
異形棒鋼 D16～25 SD345	t	0.02			
異形棒鋼 D13 SD345	t	0.02			
諸雑費	式	1			
	（	10	m　当り		）
	（	1	m　当り		）

単価表　第　5号　　横断･転落防止柵設置工

単価表

（　1　）

金額：　　内容：ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ,ﾋﾞｰﾑ式 ,支柱間隔3m ,H=1,100 ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾌﾟ 塗装 ,100m未満 ,週休2日補正:補正しない　　1　m　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
横断･転落防止柵設置工(市場単価) ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 支柱間隔3m	m	1			
転落防止柵(構造物用) @3mH=1.10mﾊﾟｲﾌﾟ4本 ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾌﾟ 塗装	m	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m　当り		)

*** 施工条件 ***

施工区分	:ｺﾝｸﾘｰﾄ建込
防護柵の種類	:ﾋﾞｰﾑ式
支柱間隔	:支柱間隔3m
材料区分	:H=1,100 ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾌﾟ 塗装
施工規模	:100m未満
時間的制約の有無	:時間的制約:無
作業時間帯	:標準
週休2日補正(標準の市場単価のみ)	:週休2日補正:補正しない

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 7年 6月 1日
単価適用地区	安芸土木事務所　１地区(南部地区)
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定する
諸経費等率	40%
現場環境改善費の計上有無	計上しない